

トピックス

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し②

今回は、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額がどのように決まることになるのかを紹介します。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成30年から適用）

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**居住者（給与所得者）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました**（改正前：居住者（給与所得者）の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、**対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました**（改正前：38万円超76万円未満）。

◆ 改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額〔国税庁資料〕 ◆

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

～お知らせ～ 厚生年金保険料が9月分(10月納付分)から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの18.182%から0.118%引き上げられ、「18.3%」となります。この保険料率は「平成29年9月分(10月納付分)から」の保険料を計算する際の基礎となります(健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません)。

社員報告：

熊本アウトソーシング部に古田さん、福岡支店に湯浅さんが新しく仲間入りしました。よろしくお願いたします。

また本村さんが結婚のため9月末をもって退職となりました。お幸せに！



今年7月末に開催された第49回中央最低賃金審議会において、平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。



【参考】地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会に提示しています。

この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すもので、これを拘束するものではありません。なお、地域別最低賃金額は、平成14年度以降、時間額のみで示されることになっています。

平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。ランクごとの引上げ額は、Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円（昨年度はAランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円）。

ランク	都道府県	引上げ額の目安
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22円



今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は25円（昨年度は24円）であり、目安どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げになります。また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.0%（昨年度と同率）となっています。

◆改定は10月から

今後、各地方最低賃金審議会において上記の目安を参考にしつつ、それぞれの地域における賃金実態調査などを踏まえて、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定します（10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です）。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017（いわゆる骨太方針2017）」などでも、最低賃金について、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。

365日の誕生花・花言葉

9月 17日



リンドウ花言葉：正義、誠実
根が薬用として使われていますが「熊の胆」よりも苦いことから、最上級に苦いという意味で竜胆（りゅうたん）となりました。高貴な色で古くから人に贈るとよい花とされた事から、敬老の日に贈る花として喜ばれています。

BrainStar
社会保険労務士法人 ブレインスター
代表 上田 正順
〒862-0949 熊本市中央区国府1-13-5 2F
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065
URL:http://brainstar.jp

来年4月から本格化する「無期転換ルール」に関する調査結果

◆改正労契法で定められたルール

2013年に「改正労働契約法」が施行され、同法18条により、同じ事業主の下で契約更新が繰り返されて通算5年を超えた有期契約労働者は、本人の申出により「無期雇用」として働くことができるようになりました（いわゆる『無期転換ルール』）。

施行から5年が経過する来年（2018年）4月1日から本格的に、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる権利を有する労働者が生じることとなりますが、そんな中、連合から『有期契約労働者に関する調査報告』が発表されました。

◆ルールの認知度は？

この調査は、本格的に無期労働契約への転換が始まる前に、有期契約労働者の改正労働契約法についての認知状況や考えを把握するため、今年4月に実施されたものです（有効回答者数：1,000名）。

まず、『無期転換ルール』について、「ルールの内容まで知っていた」は15.9%にとどまっており、「ルールができたことは知っているが、内容までは知らなかった」が32.9%、「ルールができたことを知らなかった」が51.2%で、この2つを合計した『内容を知らなかった』は84.1%となっています。

ルールの対象者となる労働者の中ではまだまだ認知度が低いようです。



◆ルールに対する考え方

また、『無期転換ルール』についての考えを尋ねたところ、「契約期間が無期になるだけで待遇が正社員と同等になるわけではないから意味が無い」が54.5%で最も割合が高く、次いで「無期契約に転換できる可能性があるのでモチベーションアップにつながる」が37.1%、「契約更新して働き続ける可能性が狭まる」が31.3%となっています。

◆会社としての対応は？

いずれにしても来年4月からこの『無期転換ルール』の適用が本格化するわけですから、「まだ何も対応していない」という会社では、まずは対象となる従業員に対して制度（ルール）を説明し、あわせて無期転換となる労働者の待遇の決定、規定の整備等を行う必要があります。

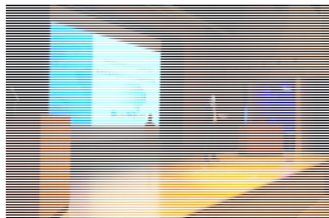


講演会報告 人事支援制度部（川畑）

去る8月3日アクロス福岡にて福岡市保育園長研究委員会主催の園長研修会が開催されました。当法人へ講演を依頼され市内一円の保育園からたくさんの方々にお集まりいただき大盛況でした。

議題は1部で当法人代表上田より「無期転換ルールの対策準備・同一労働同一賃金をめぐる最近の動向」について、2部は福岡支店長兼峯より「助成金活用で職場定着率を向上させる方法」についてそれぞれ講演を行いました。各施設の園長先生方

の熱心な姿勢に演者である代表も力が入り外の暑さに負けない熱気あふれる講演となりました。



医療法人向けセミナー開催予告

日時：11月17日（金）

1部：14時～15時30分

2部：15時40分～17時10分

場所：アクロス福岡

1部：「医療法人を取り巻く動向と急性期病院との連携の仕組み」

講師：熊本県医療法人協会事務長会
元会長 島森 万二

2部：「多様な働き方（無期転換ルール・限定正社員制度）に対応できる就業規則の作成と人事制度の構築」

講師：社会保険労務士法人ブレインスター
代表 上田 正順

お仕事
カレンダー
9月



9/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業・概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告
- 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告

「人手不足倒産」が増えている！ 深刻化する企業の人手不足問題

◆「人手不足倒産」増加の状況

人手不足の問題が各方面で叫ばれているところですが、帝国データバンクが7月上旬に公表したデータによると、人手不足による倒産件数は4年前の約2.9倍に増えているそうです

2017年上半期の人手不足による倒産件数は前年同期比で44.1%増となり、2年連続の前年同期比増となりました。

倒産件数全体に対する「人手不足倒産」の割合はまだまだ小さいものですが、業種や倒産する会社の規模に変化が出てきているようで、人手不足の影響の広がり懸念されています。

◆影響が出ている業界にも変化が

人手不足倒産が発生する業種としては、従来から「介護事業」や「IT関連」などの割合が高くなっていますが、近ごろはこれらの業種のように特殊な資格やノウハウが必要でない業種でも人手不足倒産が増えているそうです。

ある社員が待遇面や給与面を理由にして他の従業員を引き連れて退社してしまい、人材不足から倒産に陥るといった事例も見られるそうです。

◆影響が出ている中小企業は約7割

また、日本商工会議所が発表した調査（全国約3,500の中小企業を対象）では、「人手不足の影響が出ている」と回答した企業は約7割に上ったそうです。人手不足による具体的な影響については、「売上

維持・売上増への対応が困難」が53.3%、「従業員の時間外労働の増加や休暇取得の減少」が48.8%、

「業務・サービスの質の低下」が46.1%となっており、人手不足への対応としては、「既存従業員の多能工化・兼任化」が53.5%、「採用活動の拡大」が51.6%、「離職防止や新規人材獲得のための労働条件の改善」が38.8%となっています。

◆いま問題が起きていない企業も他人事ではない

先行きの改善が見込みづらい中で、今後は人手不足の問題はさらなる影響の拡大が懸念されるどころです。実際、現状で具体的な問題が起きていない企業であっても、今後問題が顕在化してくることは大いに考え得るところです。

経済産業省では、昨年10月に『中小企業・小規模事業者の人手不足対応研究会』を立ち上げ、様々な施策を検討中です。企業としても「倒産」という最悪の状況に陥らないために、これらの動向も見極めながら、今後の人手不足問題への対策、人材確保策を考えていくべきでしょう。



※当事務所では「多様な働き方」に関する相談が増えています。助成金制度を活用して先進的な取り組みを行い人手不足解消につながるご提案をいたします。興味がある方はお問い合わせください。

福岡支店092-791-6252支店長 兼峯大輔

ご案内：介護系社会福祉法人向けセミナー（9月15日アクロス福岡）

第1部

社会福祉法人をとりまく動向とポスト未来経営「人・サービス・金」

- ・社会福祉法「地域における公益的な取組」「社会福祉充実残額と社会福祉充実計画」を経営に活かす
- ・財務指標分析から予算を目標化
- ・求人は、経営活動そのもの！ただ、応募を待っているだけでは、死活問題へ
- ・勤務表から介護現場をマネジメントする「介護サービス提供管理」とは？人とサービスをマネジメントする
- ・職員の職務（課業）と介護職員処遇改善加算との関係「処遇改善加算の罟」

【講師】株式会社ブレインスター

特別講師社会保険労務士 栗田 淳二

※残席わずかです。お問い合わせは担当まで

第2部

「タイムリミットまであと半年」 今から準備しないと間に合わない 無期転換申込制度への対応実務

- ・無期転換を申し込まれるとどうなるのか？
- ・無期転換前に雇止めを行う際の注意点！！
- ・無期転換者用の就業規則作成の必要性！！
- ・無期転換制度運用における留意点、定年後再雇用者への対応！！
- ・無期転換後の労働条件（2つのスタンス）
- ・労働局への定年後再雇用者等の無期転換ルール適用除外の計画申請について！！
- ・同一労働同一賃金の今後の展望と多様な働き方への制度設計の必要性！！

【講師】社会保険労務士法人ブレインスター代表
社会保険労務士 上田正順